

一般社団法人 社会福祉経営全国会議



人勤対応どうしてます？ニュース

2025年3月4日発行 (No.3) 連絡先/〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902

電話 06-6772-1360 Fax06-6772-1376 Eメール/jimukyoku1@f-zenkoku.net

緊急アンケート：保育の人勤 10.7%！ どう対応されますか？

お寄せいただいた
声を紹介します！

記入者	都道府県	自治体名	2024年度人勤10.7%アップへの対応、どのようにお考えですか。自治体の指導（指示）内容なども含め、お困りのことがあればお書きください。	2025年度以降の対応で予定などお書きください。
理事長	東京都	目黒区・世田谷区	人勤について出されている事務連絡は2024年の12月27日のものが最新だと思っておりますが、その中には「全額人件費にあてる」としか書いていないので、法人として、定期昇給に使い、差額を3月に手当てで払いますと世田谷区と目黒区に打診をしました。 目黒区はメールでしかやり取りしないというので、メールで送り、返事待ちです。世田谷区は当初、定期昇給は「今回の支給対象には当てはまらない」との回答でしたが、根拠文書を示してほしいと伝えたところ、12/27の事務連絡だということで、一緒に読み合わせをし、定期昇給も人件費であり、使ってはいけないとは書いていないと、伝えると、東京都が示している文章なので、東京都に確認するとのこと。都との確認をしてくれて、都としては今回の事務連絡では「賃金改善に限定しているものではなく、余剰で定期昇給に充てることを妨げるものではない。」との回答で、定期昇給にあててもよいとの返事をいただきましたので、2024年度の定期昇給分を差し引いて3月に残りを手当てで支給する予定です。	出たとこ勝負
理事長	東京都	港区、豊島区	①パート労働者の時給アップ分、②法人独自の処遇手当て（月額5000円）③年末特別手当8正職員：50,000円パートは時間に相応）、定期昇給分（ただし西池袋そらいろ保育園は13号俸以上）を差し引いたものを、ベースの金額21万として経験年数に応じて累進した金額を正規職員に、またパートは時間に応じて支給する。1年目210,000 5年目240,000 17年目285,000・パート140,000～30,000 港区は人件費として使用するれば定期昇給分を入れても良い 豊島区は〇と対応がバラバラで調整が困るが、そもそも全てを年度末の手当てに当てては経営が成り立たない。	2026年公定価格の上昇を見込んで給与表の改定を予定しているが前回（平成24年）の時のように2号俸アップというわけにはいかない。なぜなら、定員割れでの予算立てをしないと経営が見通せない。秋口に定員が埋まればほっとする。。。状態が続いている。
園長	大阪府	大阪市	人勤の対応の都度、職員への配分、運営の状況、次年度の賃金アップなど忙しい年度末に見直しをもって計算するのに苦労しています。大阪市から10.7%のめやす（金額）は来ましたがいつ振り込まれるか未定でわかりにくい。賃金支払い状況を来年度から公表すると聞き驚いています。政府機関も含めて公務員の給与を国も公表するのでしょうか？そもそも低すぎる保育士給与の底上げこそ大幅に引き上げるべきだと思います。保育園運営は物価高騰の影響大で事業費、事務費ともに支出が突出しています。人勤は法定福利費部分以外は職員に支払うので保育園経営は火の車です。	2024年度に引き続き賃上げを定期昇給に加えてアップしていく予定です。
業務執行理事	宮城県	塩釜市 多賀城市	当法人は、2か所の自治体で3施設があります。一つの行政からは1月末の段階で今回の10.7%の人勤に伴う変更金額を計算したものが送られてきました。自身が公定価格変更時に計算した額とあまり変わらなかったため、その金額に基づいてどのように使っていくかを数度にわたり話し合いを重ねてきました。全国会議や経営懇にも相談したり、情報の提供を求め、この間の保育研究所の学習や経営懇での税理士さんの見解等も参考にしそもそも公定価格とは、との考えも話し合ってきました。その結果として公定価格の基本分の事務費は人件費と管理費であることを踏まえ1/16付の「保育所の運営に要する費用について」の通達および保育情報誌2月号岩藤さんの文書から保育士等の人勤による改善率をもとに各職種各人にその割合で人勤に伴う手当として支給し、残金については賞与で調整することにしました。	2025年度では、ここ2年間続く人勤による対応もあるので初任給をはじめとした若い職員に重点をおいた俸給表の改定を組合との意見交換も交え考えていきたいと思っています。

人勤・処遇改善加算等についてご意見があればお書きください。

処遇改善加算2の4万円縛りが弊害。法人で決めてほしい。人勤は自治体によって対応が違うので困る。本来なら4月にさかのぼって運営費として給付されるべきものだから、すべて人件費に回せ、昇給分に当てるな、というのは疑問です。

人勤によって公定価格が変わるということをもっと学ばなければならないと思います。そして公定価格における格付けの低さ、それを補う手段として処遇改善加算があることの問題点。保育士の処遇は加算で対応するものではなく専門職として位置づけられた公定価格に正しく反映されるべきものであると思います。それには国の最低基準の引上げも必須のものであると思います。

緊急アンケート：保育の人勤 10.7%！どう対応されますか？引き続きご協力ください！

<https://forms.gle/Af2gQ3HQsYwnem1v6>

